

KSK

川崎市障害者社会参加  
推進センター通信

編集人 (財)川崎市身体障害者協会  
会長 中込 義昌  
編集責任者 広報・啓発委員会  
委員長 石綿 正男  
〒210-0834 川崎市大島1-8-6  
川崎市南部身体障害者福祉会館内  
電話 044-244-3975  
FAX 044-246-6943  
Email zksk@nifty.com  
http://kawashinkyo.org

## 平成24年度 川崎市身体障害者大運動会



(写真：玉入れ競技の様子)

平成24年度川崎市身体障害者大運動会が9月30日(日)、川崎市富士見公園内市民広場で開催されました。ボランティア、来賓等を含め、総勢約140名での開催となりました。

身体障害者大運動会実行委員会 関山実行委員長の開会宣言の後、主催の(財)川崎市身体障害者協会 中込義昌会長の挨拶に引き続き、健康保健福祉部 佐藤部長、岩崎善幸 川崎市議会副議長、市社協 高橋副会長の皆様より祝辞をいただきました。来賓紹介、第12回全国障害者スポーツ大会に出場される選手の方々の紹介と進み、開会式の最後に全員で準備体操を行いました。(事務局)

## ◎運動会(平成24年度)に参加して

今年も川崎市の身体障害者の運動会が、9月30日(日)にありました。

私は、ヘルパーさんと台風を気にしながら、昼食は近くのコンビニで買えばいいねと、登戸駅うらから迎えるバスに乗り富士見公園の会場に着きました。

時間通りに会長のあいさつ、市長のあいさつ、体育協会からの競技に対する注意、ボランティアさんの紹介などがあり、天気の話もあり一同準備体操をして競技が始まりました。

笛、ピストル、太鼓、人の応援の声で盛り上がってきました。

大玉ころがし、リレー、魚すくい(釣り)、缶つみ(アイマスク)、パン食い競争、紅白玉入れ、休むひまもなく昼食になり近くにコンビニもなく、私が食いちぎって取った大きな菓子パンをガイドさんと二人で分けて食べました。あちらこちらからの差入れがあり、満腹の至りでした。

川崎に移住して十年になります。はじめて「運動会です」の声を聞いた時、内心(視覚障害者の)私に運動会が出来るのー、へー、フーン、ハーン。

当日、手を取り、足を取り教えて頂いているうちに、なるほどなるほどと納得しました。

私の子供の頃は、障害者は座敷牢に入れられて、一步も外に出られないような事もありました。杖を持って歩いている人を見ると恐いと逃げたものです。

文明の発達で、今は大助かりしています。※「なせばなる、なさねばならぬ何事も。ならぬは人のなさぬなりけり」の毎日です。

世の中の人に感謝です。

今月の一首：

「運動会 今年の相手 天気君 とうとう負けた お昼で中止」

多摩区 相川ミチ子 (視覚障害)

## 地域活動支援センター 窓の会

平成 12 年に、家族会である「あやめ会」は、市民ボランティアなどを募集して“ひきこもり”への支援組織を立ち上げました。

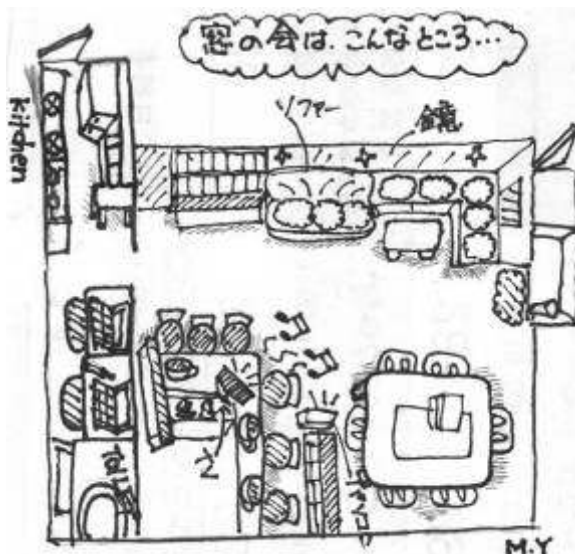
それが、あやめプロジェクト『窓の会』活動です。平成 21 年 10 月より新城に『窓の会』を移し、新たな第一歩を踏み出しました。

精神障がい者の中には、作業所やデイケアになかなか行かれず、社会から孤立して家の中にひきこもりがちになる方も多くいらっしゃいます。そんなメンバーさんに、充実した時間を過ごしていただくために、『窓の会』では様々なプログラムを用意しています。

プログラム名	活動内容	活動日
ぶらっと会	狭いながらも楽しい我が家的？なフリースペースです。CDを聞いたり、TVを見たり…気ままに。	毎火・木・金曜 11:00~16:00
誕生日会	メンバーの誕生日をお祝いします。弁当を食べ、ゲームをしたり歌を歌ったりなどをします。	原則第 4 月曜 12:00~15:00
勉強会	精神科の白石先生から、疾病の症状、治療や薬剤についてわかりやすく学べます。	原則第 3 土曜 15:15~16:45
パソコン教室	富士通の坂井先生が初心者から中級者まで幅広く、楽しく教えてくれます。	第 2・第 4 土曜 13:30~16:00
音楽教室	音楽療法士の久松先生とともに歌い、簡単な楽器演奏をしてなごやかな時間を過ごします。	原則第 1 月曜 15:15~16:45
友達をつくる会	精神科医の増野先生のもと、サイコドラマ（寸劇）をしてストレスの解消方法を見つけます。	原則第 4 月曜 14:00~16:00
スポーツティ	卓球で日頃の運動不足を解消するとともにメンバーの交流を深めます。	原則第 1 水曜 14:00~16:00
グループ活動	博物館、散策、工場見学、カラオケなどへ行きます。食事に行くこともあります。	原則第 3 水曜 午後
女性の集い	もちろん女性だけで、にぎやかにかわいい小物などを作ったりします。簡単ネックレス、小物入れなど。	1・4・7・10 月 第 4 または第 5 水曜
戸別訪問	ボランティアがメンバーの家庭訪問や外出同伴をします。アイスクリームを食べに行くことも…。	随時

～『窓の会』名称の由来～

その方が外の世界に向かって開いている、「こころの窓」に語りかけることをイメージして『窓の会』と命名されました。



## 地福協の今後の事業の取り組みについて

(財)川崎市心身障害者地域福祉協会(「地福協」)は、川崎市在住の心身障害者とその家族への援助を目的に各種事業を実施しています。

具体的には、施策の充実を求める活動、ふれあいショップ運営事業(せきれい・かわせみ・おおり)、障害者ふれあい製品振興事業、地域福祉グループ助成事業、なんでも相談事業、訓練事業、余暇・研修活動事業、心身障害者の成人式事業、知的障害者本人の会活動事業及び地域福祉施設「ちどり」の運営・管理などを行っています。

また、各支部において、今後の障害者福祉についての意見交換会や会員同志の懇親、研修会などを開催しています。

特例財団法人である地福協を取り巻く環境は、大変厳しいものがあります。

平成21年から5年間の時限立法である公益法人法の改正に伴う対応では、当初は公益財団法人に移行する方向で取り組んできました。

しかし、収入の主な財源が会費と寄付のみといってもよいほどのため、収入が増える方向にはなく、親の会の事業を継続するための選択肢として社会福祉法人との統合を検討してきました。

公益法人法の改正は5年間の時限立法であること、予算立てや助成などの関係から、統合の時期を平成25年4月1日とすれば、地福協の解散時期は平成25年3月31日となります。

現在そのような方向で進めており、受入先の定款変更、地福協の解散決議が12月に機関決定されたところです。

今後、名称や組織、さらに財政健全化に向けた取り組みなど様々なことを詰めていかなければなりません。

(地福協 事務局)

### 「地福協」の沿革

#### 1. 川崎市精神薄弱者育成会のおいたち

昭和 31・32 年 ひまわり会結成  
昭和 33・34 年 育成会結成  
昭和 36 年 特殊学級父母の会結成  
昭和 38 年 川崎市精神薄弱者福祉協会  
昭和 44 年 川崎市精神薄弱者育成会  
昭和 58 年度 総会スローガンに団体の法人設立を掲げる。

昭和 59 年度 川崎市の予算で「団体法人化」の予算が認められる。

昭和 60 年 3 月 30 日

神奈川県知事より、財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会の設立認可書が交付される。

昭和 60 年 4 月 1 日

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会がスタートする。

#### 2. 主な沿革

昭和 60 年 4 月 1 日 事業開始

平成 3 年 4 月 1 日

緊急一時保護事業の調査研究をスタート

平成 8 年 4 月 1 日

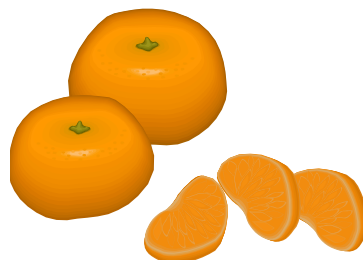
社会福祉法人「ともかわさき」・ショートステイ施設「ライブリー渡田」開所

平成 17 年 4 月 1 日

社会福祉法人ともかわさきへ事業移行

平成 19 年 4 月 6 日

事務所移転 (川崎市高津区久本 3-6-22)  
地域福祉施設「ちどり」内へ



## 川崎市内の障害者作業所紹介

### 「宮前ふれあいの家」

今回、推進センター通信では、障害者作業所の活動内容を広く知って戴く意味で市内の作業所紹介を新企画として取り上げました。

第 1 回目は、宮前区にある地域活動支援センター「宮前ふれあいの家」を紹介致します。

宮前区には、現在、施設を含む三障害の作業所は 12 ヶ所あります。その中で、唯一、身体障害者作業所として、「宮前ふれあいの家」があります。平成 14 年の設立で、今年で 10 周年を迎えた作業所です。

場所は植木の里として知られる、宮前区東有馬一丁目の緑に恵まれた豊かな自然の中で、12 名の障害者と 5 名の女性スタッフの方が、週 5 日の勤務体制で活動しています。

車いすの人、片マヒの人、聴覚障害の方も交えてのメンバーで、日々、障害を補い合いながら元気に作業に取り組んでおります。

作業内容は、電子部品の組み立てが主ですが、ボールペンの袋詰や広告紙の折り込み等と、多彩な内容です。中には障害者には少し厳しいかと思われる電子部品の組み立てもありますが、皆さん知恵を出し合って補助具等を利用して仕上げます。製品は完璧な物として、下請け企業の厚い信頼も得て途絶える事なく仕事を受け入れています。所員達の労働意欲とその達成感が何時も職場の空気を明るくしています。

また、地域住民との交流を図る目的で区内のイベント等には、スタッフと所員が一緒になって参加して、春の「さくら祭り」夏の「納涼大会」秋の「区民祭」等で、手作りのおはぎ・梅干・お味噌・甘酒・とん汁・ジャムその他の品物等の販売で、「宮前ふれあいの家」の知名度も地域に浸透して、年々お客さんの数も多くなっています。

作業所設立に至る経緯には、苦勞も数多くありました。社会の職場に於いて、それぞれ

に活躍して居た時代に突然の病気で、また、事故等により障害を負い、幾多の挫折を乗り越え、再び職場復帰に挑戦したくとも、受け皿のない社会の裏で選択したのが、自分たちに必要とする作業所を自ら作ろうとした決意でした。強い自立精神と挫けない障害仲間の連帯感が、多くの支援の輪を得て、此の「宮前ふれあいの家」が誕生しました。

「成せばなる」この一念で、歩んできた所員の頑張りりと、それを支えて来られた、スタッフの皆さんの熱意と努力が、一つとなって「宮前ふれあいの家」を築き育てた原点を改めて感じました。

運営委員長 石山春平

## (財)川崎市身体障害者協会 構成団体紹介 オストミー一部会

### オストメイト

オストメイトとは、大腸がんや直腸がん、膀胱がんなど、放っておけば命を落とす病気の治療のために、手術によって、人工肛門や人工膀胱などの排泄口（ストーマ）を腹部に造設している人達です。このストーマの造設を身代わりにして、オストメイトは命を長らえ、心情的にはがんの転移や再発の不安を持ちながらも、社会復帰を果たし、少しでも快適な日常生活を送りたいと願っています。

一方、ストーマを持つと、便意や尿意は感じませんので、蓄便袋・蓄尿袋（パウチ）を装着して、自分の意志とは関係なく出てくる便や尿を管理しています。

### ストーマケア

ストーマは手術によって一度造設し、パウチ等の補装具を着ければ、それでお仕舞ということにはなりません。補装具はなま身の皮膚に直に貼り付けるのですから、保護剤入りとはいえ、汗疹や湿疹、かぶれの発生には事欠きません。四六時中、常にストーマ周りの見極めと対処が必要です。ストーマは人によ

って、種類は違いますし、ストーマの形状、  
体質、使用している装具(メーカ、型式など)、  
そして、トラブルが起これば、その症状と対  
処は千差万別です。術後のストーマケアを専  
門的にサポートする皮膚・排泄ケア認定看護  
師(WOC ナース)認定制度が制定されている所  
以です。

#### オストメイトの会

このような状況にあるオストメイトが、よ  
り充実した生き甲斐を求めて、時につらさを  
分かち合い、力を合わせているのが「オスト  
ミー協会」です。

(公社)日本オストミー協会は全国の 61 支部  
で約 1 万名の会員がいます。川崎市オストミ  
ー協会の会員は 130 名です。

#### 川崎市オストミー協会の活動

今年度(平成 24 年度)の主な活動内容を紹  
介します。

##### ・オストメイト健康教室

オストメイト健康教室等は川崎市からの委  
託事業として、年間 3 回実施します。各分野  
の専門の先生をお招きし、最近の医療動向を  
中心に講演をいただいています。今年度は次  
のようなテーマで進めています。

- ①「頭を使った賢い健康管理」
- ②「究極の放射線治療 陽子線治療」
- ③「大腸がんの予防と術後の再発防止に  
ついて」

一般参加の方も含めて、毎回 50 名程の参  
加者があり、関心の高さを示しています。



(写真：オストミー健康教室の様子)

##### ・ストーマ別研修及び地区別研修

それぞれ年 3 回のペースで、隔年毎に実施  
しているストーマケアの研修です。いずれも、  
講師には各病院の WOC ナースの方にお願  
いし、出席者からのストーマケアの体験発表や  
自分が工夫していること、困っていることな  
どの話し合いを行い、それに対して、専門  
的な立場からのアドバイスを頂いています。

今年度はストーマ別研修を実施中ですが、  
地区別研修は、同じ区内など近くに住まいの  
方同士がグループとなって研修を行い、災害  
発生時の対処も想定して、日頃から顔見知  
りになっておくことをねらいとしています。

##### ・入浴訓練、ストーマケアマナー講習会

「入浴はストーマに悪い影響を与えるので  
は?」と心配され、術後は入浴を控えるオス  
トメイトの方がいます。そういう方の心配を  
払拭し、あわせて、入浴時のマナー習得もか  
ねて実施している宿泊型のストーマケア研  
修です。ストーマを抱えた者同士の宿泊旅行  
ですので、この研修をきっかけに入浴の不安  
を解消された方が少なくありません。



(写真：茨城県 西山荘にて)

##### ・女性部研修会

女性ならではの情報交換、絵手紙・手芸等  
の研修活動を忌憚なく行う場としての部会  
です。その他の活動を項目のみあげてお  
きます。

- ・川崎市オストミー協会ニュースの発行
- ・他支部、上部機関、加盟団体等との連携  
活動
- ・懇親会/忘年会など

以上、当協会の活動の概要ですが、オストメイトの集まりは、全員が腹に「いちもつ」を抱えたひとばかりです。お互い、腹の底から、家族にも話せないようなことをぶっちゃけて、話ができる場ですので、一人でも多くのオストメイトの方が、自分だけで抱え込まずに、是非こういう場に参加していただければと思っております。(オストミー 三浦)

#### 平成 24 年度視障協一泊研修旅行によせて

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、東北と関東の一部に大きな被害がありました。地震と大きな津波、それに加え福島第一原発の事故により一年を過ぎても復興どころか放射能による風評被害が大きくなるばかりです。

福島県の同胞(視覚障害者)に川視障協(NPO 法人川崎市視覚障害者福祉協会)から事業部長が中心となり計画し、平成 24 年度の一泊研修旅行が福島県の飯坂温泉に決まりました。

旅行に先立ち、平成 24 年 9 月 24 日の川崎市視覚障害者相互激励大会においては会場の皆さまに福島県応援募金をお願いし、5 万円の心あたたまる義援金が集まりました。その他激励大会に参加していないという理由で会員[西井七郎前相談役から 10 万円、川崎区の斉藤裕美(ひろみ)さんから 1 万円]から義援金をいただきました。これらを携え 10 月 14 日～15 日に飯坂温泉に行っていました。

今回の 2 日間の一泊研修旅行にあたり社団法人福島県盲人協会の阿曾幸夫(あそゆきお)会長に多大なご支援、ご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

川崎市役所前を午前 6 時 40 分に出発し東北道を通り一路福島へ。第 58 回二本松の菊人形展では見学のほか、阿曾会長のお計らいで菊人形を直接手で触れることができました。ここからはヘルパーの篠沢ケンイチさん(歌手希望)の運転する乗用車で福祉バス「きぼう号」の先頭にたって誘導していただきました。

高村智恵子の生家記念館を見学。午後 4 時にホテル聚楽に到着。4 時 20 分から『福島視覚障害者の現状』という題で阿曾会長の講演をいただき、貴重な意見交換がありました。

◇福盲協では人的被害はなし

◇福盲協の視覚障害者

津波による全壊被害 6 件

津波による半壊被害 10 件

◇会員以外の視覚障害者

津波による死亡 8 名

講演午後 5 時終了。懇親会では阿曾会長の七五調の司会で「きぼう号」を先導して下さいました歌手希望の篠沢ケンイチさんの 20 分間のワンマンショーで大変な盛り上がりでした。

2 日目はりんご狩りのほか、吾妻(あづま)スカイラインの素晴らしい紅葉の景色を楽しみながら浄土平(じょうどだいら)に到着。

昼食。標高が 1,600 メートルもあり下界とは 13 度も気温差があり寒かったです。最後の東北道の福島西インターまで先導していただき、お別れには 10 個のラジウム玉子のおみやげを参加者全員にいただきました。

川崎から福島に一日も早く災害以前の生活に戻れるようにと計画した旅行ではありましたが、阿曾会長には 2 日間同行していただき大変お世話になりました。

福島での視覚障害者の皆様には頑張りすぎないで、夢を諦めないで下さい。川崎からメールを送っています。

(視障協 会長 高橋 吉四郎)



(写真：二本松 菊人形展会場にて)

## 障害者虐待防止法（前号の続き）

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

### 〔障害者虐待の判断に当たってのポイント〕

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。虐待かどうかの判断が難しい場合、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入

しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことば仕方ない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市町村や都道府県の職員は、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、客観性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。

### 〔障害者虐待の防止に向けた取組み〕

虐待が発生してからの対応の前に虐待を未然に防ぐための取組みが重要です。障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。以下の点に留意しながら、体制の整備を図りましょう。

## ア 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進めることが必要です。

広報・啓発すべき内容としては、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識などです。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組みとなります。

広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込むことも有効と考えられます。

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられないなどの場合もあること。

## イ 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所

などの制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

(厚生労働省 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』 より抜粋)

※障害者社会参加推進センターでは、本紙へ掲載する作業所の紹介記事を募集いたします。

○テーマ：「川崎市内の障害者作業所の紹介」

○原稿字数：20 字×40 行～80 行 程度

写真やイラストも可

○原稿締め切り：常時受け付け

○原稿ご送付方法：郵送・FAX・Email 等

先ずは、お問合せ下さい。

(詳細についてのお問い合わせ先)

川崎市障害者社会参加推進センター

(財団法人川崎市身体障害者協会)

事務局 担当：澤邊 (さわべ)

〒210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6

TEL 044-246-6941 FAX 044-246-6943

Email sawabe@mbr.nifty.com

## 編集後記

銀杏の葉も落ちて今年ももう少して終わりですね。振り返れば、「障害者総合支援法」の公布、「障害者虐待防止法」の施行、「障害者優先調達推進法」の公布等、今年も様々な法律の整備が進み、障害者を取りまく環境が少しずつ変化しています。また、来年の通常国会への提出を目指して「障害者差別禁止法」(案)が検討されています。

来年 1 月 19 日(土)開催の障害者福祉講演会では、法案作成にご尽力された内閣府障害者制度改革担当室：東 室長を講師としてお招きし、障害者差別禁止法の概要を中心に講演を行っていただく予定です。

これからが本格的な冬の寒さが来ます。風邪をひかないように体調に十分に気を付けて新しい年を迎えられるようお祈りします。

(石綿) (頒価 100 円)